

大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業（一般枠）のしおり

このしおりは、大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱に基づき、主に貸与期間中及び貸与終了後に必要な手続きについて記載しています。

また、届出内容に変更があったときや手続方法がわからないときなどは、下記までお問い合わせください。

健康医療部保健医療室医療・感染症対策課 医療人材確保グループ

電話：06-6944-8183（直通）

E mail：Omscc@gbox.pref.osaka.lg.jp

《目次》

- 1 手続の流れ（概要図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 貸与期間中の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 修学資金等の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 4 修学資金等の返還の猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 5 修学資金等の返還の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 6 申請・届出の必要なとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

○ 参考資料

大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱

大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業実施要領

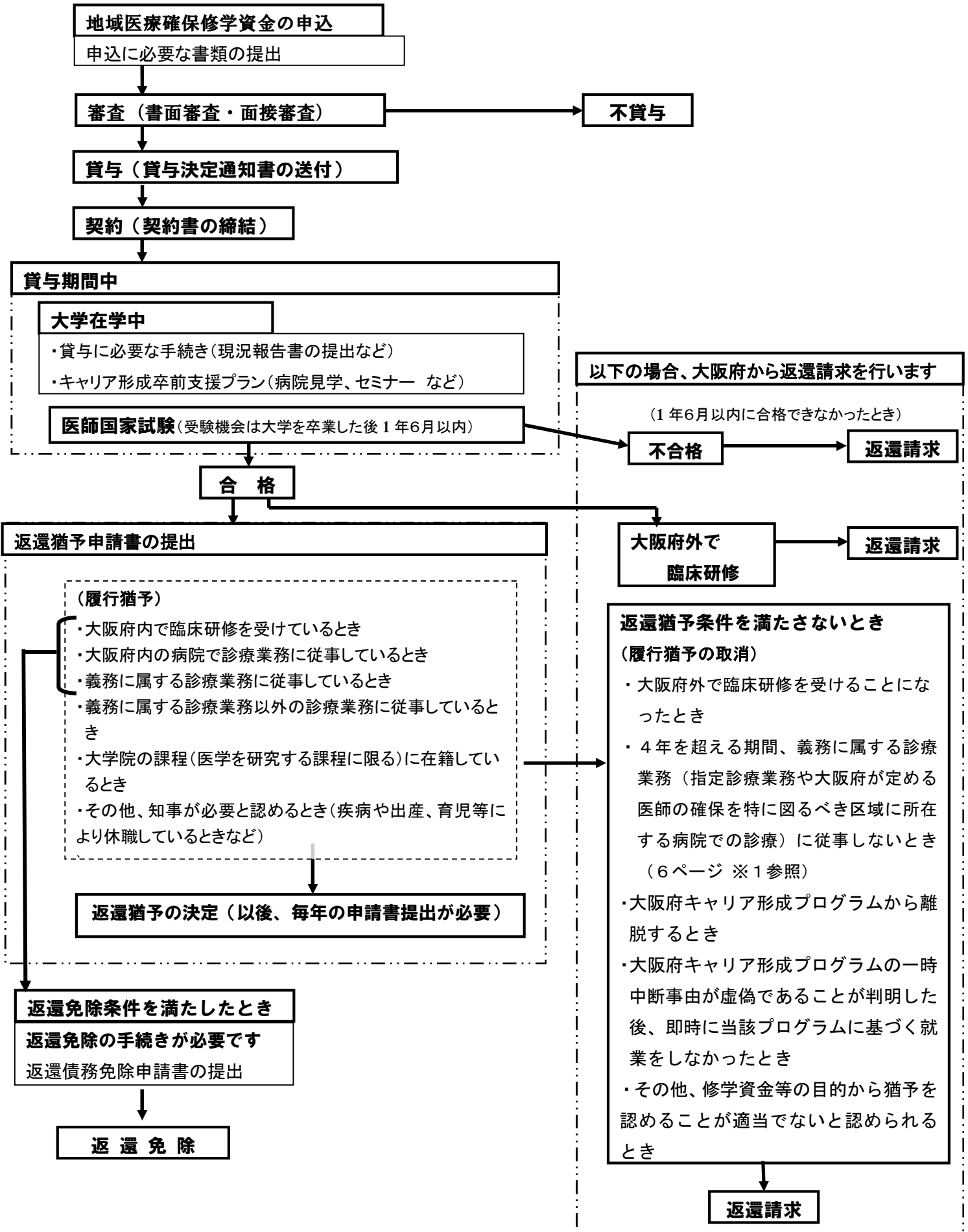
指定診療業務等対象医療機関一覧表

指定診療業務等対象医療機関早見表

様式集

- ・大阪府地域医療確保修学資金等返還猶予申請書（様式第8号）
- ・大阪府地域医療確保修学資金等返還免除申請書（様式第10-3号）
- ・業務従事証明書（様式第11号）
- ・現況報告書（様式第13号）
- ・届出書（様式第14号）

1. 返還免除までの流れ（概要図）



2. 貸与期間中の手続

貸与を受けている期間中（大学を卒業するまでの間）は、修学資金の貸与を受けるための手続や、現況確認のための手続が必要です。

1 資金の貸与（口座への振込み）を受けるときは . . .

毎年2回（4月頃・10月頃）、大阪府地域医療確保修学資金等交付請求書（様式第5号）を提出してください。

2 現況報告について . . .

毎年1回（4月頃）、現況報告書（様式第13号）に必要書類を添付して提出してください。

事 由	必要書類	備考
年度が変わるとき （進級したとき）	・ 現況報告書（様式第13号） ・ 在学証明書 ・ 本人写真	
年度が変わるとき （留年したとき）	・ 届出書（様式第14号） ・ 申出書（連帯保証人署名・捺印） ・ 成績通知書 ・ 在学証明書 ・ 本人写真	

3. 修学資金等の返還

修学資金は、大阪府が借受者との契約に基づきお貸しするものです。

貸与を受けた方は、返還免除や返還猶予の事由にあたらない場合は、責任を持って返還しなければなりません。

(1) 返還しなければならない事由とは . . .

次の場合は、貸与を受けた修学資金等に利息を加えた額を返還しなければなりません。

- 大学を退学したとき
- 大学卒業後1年6か月以内に医師免許を取得できなかったとき
(卒業年度及び卒業の次年度の医師国家試験に不合格となったとき)
- 大阪府外で臨床研修を受けることになったとき
- 府内臨床研修を中止したとき
- 4年を超える期間、義務に属する診療業務(指定診療業務や大阪府が定める医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院での診療)に従事しないとき(6ページ ※1参照)
- 大阪府キャリア形成プログラムから離脱するとき
- 大阪府キャリア形成プログラムの一時中断事由が虚偽であることが判明した後、即時に当該プログラムに基づく就業をしなかったとき
- 上記のほか、修学資金等の貸与の目的を達成できないと認められ、修学資金等の貸与を取り消されたとき

(2) 返還事由が発生したときは . . .

返還しなければならない理由が生じたときは、速やかに連絡をしてください。

連絡が行われないうちは、大阪府において現況の調査を行います。調査の結果、返還事由が発生していると認められるときは、大阪府において、返還額(貸与した金額と利息)を計算し、返還決定通知書と納入通知書(払い込み用紙)を送付します。

納入通知書が住所変更等で届かない場合などは、連帯保証人の方へ請求することになりますので、必ずご連絡ください。

(3) 返還の方法は . . .

貸与を受けた金額と利息を一括で返還していただきます。

返還決定通知書と納入通知書を送付しますので、指定された期日までに指定金融機関の窓口で納入してください。窓口で発行される領収書は支払いの証明となりますので、大切に保管してください。

(4) 利息の計算方法は・・・

利息は年率10%です。

資金の交付を受けた日（修学資金等が口座に振り込まれた日）の翌日から貸与期間が終了した日または貸与を取り消された日までの期間の日数に応じ、加算されます。ただし、年当たりの割合は、閏年の日を含む場合も365日あたりの割合とします。

貸与期間が終了した日とは、すべての貸与期間が終了した日となります。貸与決定は毎年度行いますが、複数年度にわたって貸与を受けている場合は、全ての期間を通算して1つの貸与期間として算定し、最後に貸与を受けたものの貸与期間が終了した日が、貸与期間が終了した日となります。

※大学を卒業する年度の最後の日(3月31日)が貸与期間終了日となります。

<参考—計算例>

(仮定)

資金貸与の日：9月30日

資金貸与金額：年額120万円（年額を一括で振込の場合）

(計算例)

1年目に貸与を受けた分： $120\text{万円} \times 10\% \times 182\text{日} / 365\text{日} = 59,835\text{円}$
 $120\text{万円} \times 10\% \times 365\text{日} / 365\text{日} = 120,000\text{円}$
 $120\text{万円} \times 10\% \times 365\text{日} / 365\text{日} = 120,000\text{円}$
 $120\text{万円} \times 10\% \times 365\text{日} / 365\text{日} = 120,000\text{円}$
 $120\text{万円} \times 10\% \times 365\text{日} / 365\text{日} = 120,000\text{円}$
 $120\text{万円} \times 10\% \times 365\text{日} / 365\text{日} = 120,000\text{円}$

※1年目に貸与を受けた分にかかる利息の合計額=659,835円

2年目に貸与を受けた分： $120\text{万円} \times 10\% \times 182\text{日} / 365\text{日} = 59,835\text{円}$
 $120\text{万円} \times 10\% \times 365\text{日} / 365\text{日} = 120,000\text{円}$
 $120\text{万円} \times 10\% \times 365\text{日} / 365\text{日} = 120,000\text{円}$
 $120\text{万円} \times 10\% \times 365\text{日} / 365\text{日} = 120,000\text{円}$
 $120\text{万円} \times 10\% \times 365\text{日} / 365\text{日} = 120,000\text{円}$

※2年目に貸与を受けた分にかかる利息の合計額=539,835円

・
・
・
・

6年間の貸与にかかる利息の合計額

$659,835 + 539,835 + 419,835 + 299,835 + 179,835 + 59,835 = 2,159,010\text{円}$

※実際の利息額は、資金を交付した日を基準として再度計算します。

計算日数の関係により、金額が変更される場合もありますので、上記については、参考値としてご参照ください。

(5) 返還が遅れた場合は（延滞金の支払い）・・・

返還期限が決められています。期日までに納入しなかった場合、「年率14.5%の延滞利息」が加算されますので、ご注意ください。

延滞利息の計算方法は、返還すべき日の翌日から実際に返還した日までの日数に応じて、年率14.5%で計算します。

4. 貸与終了後の手続き

貸与期間終了後（卒業後）は返還が必要ですが、次の事由がある場合、必要な手続きを行えばその事由が継続する期間は返還が猶予されます。

猶予を受けたいときは、毎年1回（4月頃）、「大阪府地域医療確保修学資金等返還猶予申請書（様式第8号）」に必要書類を添付して提出してください。

なお、返還猶予事由に該当しているにも関わらず、手続きを行わないときは返還が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

(1) 返還が猶予される事由と手続き . . .

次の事由が生じているときは返還が猶予されます。

事 由	期 間	必要書類 (添付書類)
医師国家試験の合格に向けて勉学に励んでいるとき	大学を卒業した後、1年6カ月の期間	・ 事実を証明する書類 ・ 本人写真
貸与期間の途中で貸与を辞退するなどにより貸与を取り消された後も、引き続き大学に在学しているとき	大学に在籍している期間	・ 在籍する大学又は医学部の長が発行する在学証明書 ・ 本人写真
業務に従事するために必要な知識を得るため、大学院等に進学するとき	大学院等に在籍している期間(※1)	・ 大学院等の在学証明書 ・ 本人写真
大阪府内で臨床研修を受けているとき	臨床研修を受けている期間	・ 医師免許証の写し(医師1年目のみ) ・ 業務従事証明書(様式第11号) ・ 本人写真
義務に属する診療業務に従事しているとき	就業している期間 (または返還免除の条件を満たすまでの期間)	・ 業務従事証明書(様式第11号) ・ 臨床研修修了証の写し(臨床研修を修了した翌年度のみ) ・ 在籍証明書 ・ 本人写真
義務に属する診療業務以外の診療業務に従事しているとき	就業している期間(※1)	・ 業務従事証明書(様式第11号) ・ 臨床研修修了証の写し(臨床研修を修了した翌年度のみ) ・ 在籍証明書 ・ 理由書 ・ 本人写真
その他知事が必要と認めるとき(※2)	必要と認める期間	・ 事実を証明する書類 ・ 理由書 ・ 本人写真

- ※1 原則、大学院に在籍している期間等は、義務に属する診療業務以外の診療業務に従事している期間（合計4年間まで）の4年間に含まれますので、ご注意ください。
- ※2 例えば、業務に従事している間に疾病、負傷や育児等の事由により一定期間休職する場合などが該当します。
必要と認められるかどうかは個別に判断しますので、ご相談ください。

(2) 返還猶予を受けている期間中は・・・

指定診療業務に従事している間に、育児等（産前・産後休暇を除く）により休職した場合や、疾病、負傷等により業務に従事することができなかった期間があるときは、返還猶予は継続しますが、返還免除の条件となる業務従事期間には含みません。なお、義務に属する診療業務以外の診療業務に従事している期間（合計4年間まで）の4年間には含みません。

また、勤務先が変更となった場合、大学院を修了して指定診療業務への従事を開始した場合など、返還猶予の事由が変更となったときは、速やかに連絡を行わなければなりません。

(3) 返還猶予条件を満たさなくなったときは・・・

返還猶予条件を満たさなくなったとき（1ページ参照）は、速やかに返還の手続を行う必要があります。

必要な手続を行わない場合は、大阪府において返還命令の手続きを行います。貸与を受けている方が手続を行わない場合や返還を行わない場合は、連帯保証人の方へ請求をさせていただくこととなりますのでご注意ください。

5. 修学資金等の返還の免除

修学資金等は、大阪府が借受者との契約に基づきお貸しするものです。貸与期間終了後は返還が必要ですが、次の条件を満たした場合、必要な手続を行えば、その返還が免除されます。

「大阪府地域医療確保修学資金等返還債務免除申請書（様式第10-3号）」に、「業務従事証明書（様式第11号）」のほか、必要書類を添付して申請し、決定を受けなければ返還債務の免除は行われませんので、ご注意ください。

返還が免除される条件とは . . .

次の①②の条件をすべて満たした場合は、返還が免除されます。

- ①大学の医学を履修する課程を卒業した後、1年6月以内に医師免許を取得すること。
※医師国家試験は、大学を卒業する年度と翌年度の2回受験することが可能です。
- ②大学卒業後（又は医師国家試験合格後）、引き続き貸与期間の2分の3に該当する期間（9年間、臨床研修を受ける期間を含む）、大阪府内に所在する病院において診療業務に従事し、府内臨床研修を修了後4年間以上は、大阪府が定める医師不足地域に所在する病院に勤務し、加えて、府内臨床研修を修了後5年間以上、指定診療業務（以下㊦～㊨にあげるものうち臨床研修を修了するときに知事が指定するもの）に従事することを原則とする。なお、「府内臨床研修を受けている期間」及び「総合診療コース又は感染症コースを選択した場合において、大阪府外の医療資源が乏しい地域に所在する医療機関で総合診療専門研修を受けている期間」は、貸与期間の2分の3に相当する期間に含むものとする。
 - ア) 総合周産期母子医療センターに指定された医療機関又は地域周産期母子医療センターに認定された医療機関における産婦人科・産科・小児科（新生児診療業務に限る）・新生児科・小児外科・新生児外科における診療業務
 - イ) 小児中核病院又は小児地域医療センターに指定された医療機関における小児科・新生児科・小児外科・新生児外科における診療業務（ただし、少なくとも3年間は小児地域医療センターにおいて指定診療業務に従事する必要がある。）
 - ウ) 救命救急センターにおける診療業務
 - エ) 総合診療専門研修、新家庭医療専門研修及び病院総合診療専門研修の基幹施設に指定された医療機関における総合診療業務
 - オ) 総合診療と内科専門研修のダブルボードが可能な基幹施設に指定された医療機関における総合診療と内科における診療業務並びに感染症学会認定病院及び第二種感染症指定医療機関における感染症診療業務

注1) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修は、大阪府の区域内で受けることが必要です。

注2) その他、業務上の理由による死亡や障害など、個別に返還が免除される場合があります。

6. 申請・届出の必要なとき

大阪府との賃借関係が完全に終了する（返還が完了する、もしくは返還が免除される）までの間は、貸与を受けている方が自ら大阪府へ届出を行わなければなりません。返還猶予を受けるときは5ページ、返還免除を受けるときは7ページを参照し、必要な手続きを行ってください。

その他、次の事由に該当するときは速やかに届出書（様式第14号）に必要な書類を添付して提出しなければなりません。

事由	必要な書類
大学を退学、休学、停学となったとき（修学の状況に変更があったとき）	・届出書（様式第14号） ・事実を証明する書類
府内臨床研修を中止又は休止したとき	・事実を証明する書類
婚姻や転居等により本人または連帯保証人の氏名・住所を変更したとき	・住民票の写し（※住所変更の場合） ・戸籍謄本・抄本及び変更後の医師免許証の写し（※氏名変更の場合）
連帯保証人を変更したとき ※契約書の記載事項の変更等の手続きが必要です	・新たに連帯保証人となる者の連帯保証人変更申請書・連帯保証書及び印鑑登録証明書
現住所や連帯保証人など、届出内容に変更があったとき	・届出書（様式第14号） ・変更内容を証明する書類（8ページ参照）
その他、届出事項に変更が生じたとき	・届出事項を証明する書類
その他、必要と認めるとき	8ページ参照

○書類には、貸与決定番号を記載してください。

○各申請書・届出書の修正は、二重線で訂正し、訂正印（申請印と同じもの）を押してください。

（修正液の使用は不可です）